

Q56

「任意の団体」の貯金等は、どのような手順で払戻しが行われるのですか。その際、構成員に関する貯金のデータ提出が遅れ、構成員個々の貯金等との名寄せに時間がかかる場合、構成員個々の貯金等についてのみ先に払戻しを受けることは可能ですか。

Ans.

- ① 任意団体の貯金等は、その団体を構成する各構成員の貯金等として分割され、各構成員の有する他の貯金等と合算のうえ、付保貯金が算定されます。このため、取引農水産業協同組合が破綻したとき、任意団体の代表者は、破綻農水産業協同組合の求めに応じ、その団体の構成員に関するデータ（氏名、生年月日、持分額等）を提出することになります。
- ② もっとも、構成員に関するデータの提出には時間を要すると考えられるため、任意団体の構成員の内訳が判明する前に、各構成員の有する他の貯金のみ、まず名寄せを行い、それについて払戻しが行われます。
- ③ その後で、「任意の団体」の構成員に関するデータの追加提出が行われたとき、
 - ① 貯金者が払戻しをまだ受けていない場合は、再度付保貯金額を算定したうえで（付保貯金額を算定するための優先順位については、Q28を参照してください）、貯金等の払戻しが行われます。
 - ② 貯金者が既に払戻しを受けている場合も、再度付保貯金を算定したうえで（付保貯金額を算定するための優先順位については、Q28を参照してください）、付保限度額にまだ余裕があれば、追加の払戻しが行われます。

Q57

破綻農水産業協同組合において、定期貯金は満期日前でも払戻し（中途解約）できるのですか。

Ans.

保険で保護されている定期貯金であれば、満期日前でも窓口で中途解約が可能です。ただし、本人確認が厳格に行われるなど、これまでの手続とは若干異なるようになることも考えられます。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のありまし

III 貯金者データ等の整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及